



2020年 6月 8日
第179号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申
第37号

「労働安全衛生法に基づく適正な運用を求める」 申し入れ

この間、横浜地本・横浜支社間において安全衛生委員会の定例開催や産業医の出席率の向上、50名未満の事業場における安全衛生委員会に準じた会議の開催などについて議論し、労働災害や健康障害を発生させないため、各事業場における労使一体となった取り組みの必要性を確認してきました。

しかし、安全衛生委員会において「超勤問題」や「人身事故時の対応」など職場で現れている安全上ならびに健康上の諸課題について審議事項として労働者側から提案し議論を求めても、委員長（箇所長）は「安全衛生委員会の議論ではない」「委員長権限として議論しない」という態度に終始し、「審議事項外」として一切取り扱われないという事象が発生しています。

安全衛生委員会は、労働者側の労働環境に関する現状報告から労働者の安全と健康に対する企業側の意識向上と労働環境の改善・整備について話し合う場です。このような労働者側の意見に対して聞く耳をもたない姿勢では安全衛生委員会の審議・議論が成り立ちません。また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、安全衛生委員会が中止または延期される事業場もあり、「感染症拡大の防止を議論する場の中止は本末転倒ではないか」といった不安の声が寄せられています。加えて、従業員が50名未満の事業場における安全衛生委員会に準じた会議についても「最近開催されなくなった」「過半数代表者になってから変わった」との声も寄せられ、労働者の意見聴取の場が失われていることに危機感を拭いられません。

私たち鉄道業で働く労働者は常に危険と隣り合わせであり、最悪の場合は死亡事故につながります。新型コロナウイルス感染症も労働者の命を脅かすものであり、対策には万全を期さなくてはなりません。こうした労働災害・健康障害は、環境整備の不十分さはさることながら労使間の意思疎通の不十分さが起因することも少なくありません。

労働災害と健康障害を撲滅し、労働者が安全・健康で安心して働ける労働環境実現のためにも安全衛生委員会は重要な場であると考えます。

従いまして、正常な安全衛生委員会の開催と、50名未満の事業場における安全衛生委員会に準じた会議の開催を求め、以下の通り申し入れますので会社の誠意ある回答と真摯な議論を求めます。

記

1. 安全衛生委員会の開催状況を示すこと。また、安全衛生委員会の審議事項を具体的に示し、労働安全衛生法に基づき納得いくまで審議すること。
2. 相模原運輸区の安全衛生委員会が4月・5月に開催されなかった理由を示すこと。
3. 50名未満の事業場においても安全衛生委員会に準じた会議を定期的で開催し、労働者の安全と健康に留意すること。
4. 安全衛生委員会の審議内容は表題だけではなく、詳細な議論経過を掲示し、社員周知を徹底すること。

以上

**適正な安全衛生委員会の開催で
労働者の安全と健康を守ろう！**